

まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



第13号 平成18年7月1日

編集・発行 羽村市都市整備部区画整理課

換地設計基準（案）について

答申案が審議されました

去る6月7日の第23回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会において、平成16年7月29日諮問した換地設計基準（案）及び各取扱い方針（案）等についての答申案が審議されました。

近日中に答申書が市長へ提出される予定です。

市では、この答申書の内容を精査し、換地設計基準及び各取扱い方針を決定してまいります。

羽村駅西口土地区画整理事業がさらに前進することができますよう、今後とも、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

第13号の主な内容

- ・ 審議会委員の補充について
- ・ 羽村駅西口土地区画整理審議会の審議状況について
- ・ 「羽村駅西口エレベーター設置等基本設計検討会」検討経過
- ・ 「羽村駅西口駅前広場基本設計検討会」検討経過等について
- ・ 「換地設計（案）の供覧」の時期について
- ・ 公金支出差止請求事件の最高裁判決について

— 小山豊委員逝去 —

当審議会委員の小山豊氏(73歳)は、ご病気のため、平成18年6月4日にご逝去されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

・ 審議会委員の補充について

審議会委員の小山豊氏がお亡くなりになられたため、下表のとおり、施行規程に基づき、予備委員を審議会委員に補充し、併せて、新たに予備委員を決定いたしました。
 なお、各委員の任期は、前任者の残任期間となります(平成21年3月7日まで)。

(敬称略)

宅地所有者の部	住 所	氏 名
審議会委員	羽村市羽東二丁目12番10号	吉 永 功
予 備 委 員	羽村市羽東二丁目 9 番 6号	望 月 健 司

・ 羽村駅西口土地区画整理審議会の審議状況について

羽村駅西口土地区画整理審議会の審議状況をお知らせします。

	開催日	審議事項	備 考
第19回	1月25日	換地設計基準 について (継続審議)	換地設計基準及び各取扱い方針についての総括審議、意見開陳を行う (継続審議)
第20回	2月28日		
第21回	4月 6日		
第22回	5月18日		
第23回	6月 7日		



**権利者の代表である審議会から
 施行者(市長)へ
 諮問事項に対するの答申書を提出**



施行者が諮問した事項

- ・ 換地設計基準(案)
- ・ 私道取扱い方針(案)
- ・ 減歩緩和の取扱い方針(案)
- ・ 申し出換地取扱い方針(案)

・「羽村駅西口エレベーター設置等基本設計検討会」検討経過

羽村駅西口にエレベーター及びエスカレーターを設置するための基本設計（案）を作成するために、検討会を設置し、さまざまな立場の方々からご意見を伺いました。

平成17年11月16日から平成18年1月24日までの間に検討会を6回開催し、基本設計（案）の決定をしました。

また、平成17年12月21日に羽村東小学校体育館で説明会を開催し、市民のみなさんからもご意見を伺いました。

※ 現在、駅舎の外観図及び平面図を作成中です。完成次第、本紙並びにホームページを通じてお知らせします。

・「羽村駅西口駅前広場基本設計検討会」検討経過等について

この検討会は、羽村駅西口の駅前広場を整備するにあたり、さまざまな立場の方々から意見を聞いて、駅前広場の基本設計（案）を作成するため、羽村駅西口駅前広場基本設計検討会を設置したものです。なお、以下の経過を含め、今後も検討を進めていきます。

検討経過

	開催日	内容
第1回	平成18年2月1日	検討会の趣旨説明
第2回	2月10日	駅前広場の条件説明 意見・要望収集等
第3回	2月23日	意見・要望収集等
第4回	3月3日	基本設計素案の検討
第5回	3月20日	基本設計（案）の検討
第6回	3月29日	基本設計（案）の検討

※ 現在、上記の経過を踏まえ、関係各機関との協議中です。

・「換地設計（案）の供覧」の時期について

換地設計基準及び土地評価基準を定めて、換地設計を行い「換地設計（案）の供覧」を **平成18年度末を目標** に駅前周辺から順次進めてまいります。

権利者の皆さまには、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

換地設計とは、諸基準に従い、土地の再配置をおこなうための設計です。
換地とは、現在の土地が、新たに配置される土地のことを言います。

・公金支出差止請求事件の最高裁判決について

公金支出差止請求事件は、本事業に関する公金の支出の差し止め等を求めたもので、一審の東京地方裁判所及び二審の東京高等裁判所では、「羽村駅西口土地区画整理事業に係る公金支出の住民監査請求は、対象が特定されていないことから不適法である」との理由で、内容を審議せず訴えを退けてきました。

今回、最高裁判所では、「提出された資料等を総合的に判断して特定の行為であることを認識することは可能である」として、「東京地方裁判所に差し戻す」判決となり、住民監査請求を審理することになりました。

この判決は、本事業の適否を判断したものではないことから、今後も引き続き本事業を推進していきます。

※ 最高裁判所判決文の写しは、区画整理課または羽村駅西口個別説明事務所でご覧になることができます。

また、羽村市のホームページ（「羽村駅西口土地区画整理事業」の項目）にも掲載していますので、ご覧ください。

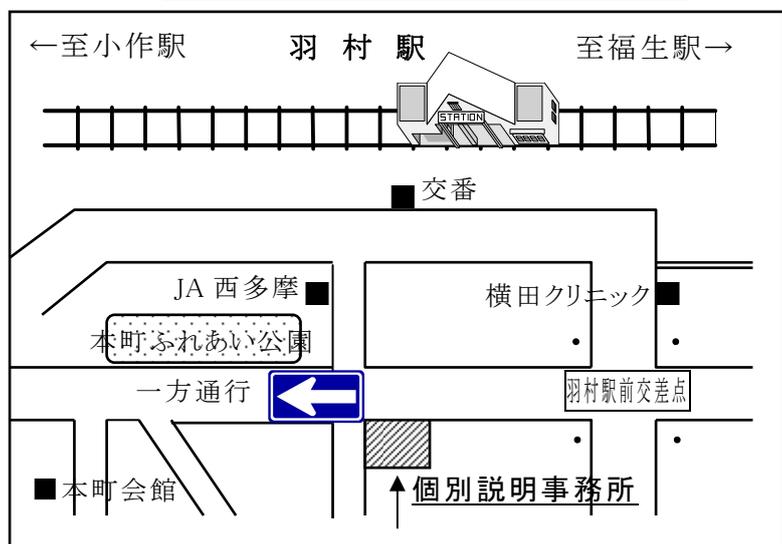
・次号のお知らせ

次号「まちなみ 第14号」では

・駅舎の外観図及び平面図等を掲載する予定です。

**ご意見、ご質問等がありましたら、
羽村駅西口個別説明事務所までお越しください。**

羽村駅西口個別説明事務所案内図



お問い合わせ

○羽村市都市整備部区画整理課

羽村市緑ヶ丘5-2-1

TEL(042)555-1111 (内線289)

○羽村駅西口個別説明事務所

【開所日】毎週月曜日～金曜日及び
毎月第1・3・5土曜日

【開所時間】(正午から午後1時を除く)

①月・水・金・土曜日

午前9時～午後5時

②火・木曜日 午前9時～午後8時

【住所】羽村市羽東1-14-1

TEL(042)554-9026